第十四条　最高裁判所長官は、支給日に期末手当を支給することとされていた裁判官で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

［二　略］

［2　略］

3　最高裁判所長官は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

［二・三　略］

［4～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（裁判所職員退職手当審査会規則の一部改正）

第十条　裁判所職員退職手当審査会規則（平成二十一年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分保障） **第八条**　会長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三　略］	（身分保障） **第八条**　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（裁判所職員再就職等監視委員会規則の一部改正）

第十一条　裁判所職員再就職等監視委員会規則（平成二十年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分保障） **第四条**　委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 ［一　略］	（身分保障） **第四条**　［同上］ ［一　同上］